

大学崩壊に体を張って抗う

梅光学院を教授たちが提訴

「赤字」を口実に
相次ぐ雇い止め

学生が学べぬ本末転倒

梅光学院大学の教員有志10人が9月15日、学院が給与切り下げ等の労働条件を一方的に変更したことについて梅光学院を下関地裁に提訴した。7日前10時から山口地裁下関支部でおこなわれた第一回口頭弁論には、教員や同窓生ら約5人が傍聴に詰めかけ裁判を見守った。同日、ひき続き教員代表二人が弁護士、私教連の代表とともに記者会見を開き、提訴に踏み切った理由と梅光学院の現状について明らかにした。

歪んだ「大学改革」にもの申す

今回教員有志（教授、准教授）が提訴したのは、梅光学院大学が二〇一六年四月一日に労働者である教員らと合意形成しないまま給与・退職給与規定を変更し、本俸の大額な切り下げ、通勤・住宅・扶養手当の切り下げや廃止、退職金の大額な切り下げをおこなったことについてである。

二〇一三年に本間雄氏が理事長に就任して以後、「赤字解消」「人件費比率の削減」を掲げて「改革」を始めた現経営陣は、中高の四〇歳以上のベテラン教員に対し人材コンサルタント・ブレインアカデミーの「研修」と称する退職勧奨を起こない、二〇一六年三月末で一四人を退職に追

い込んだ。これと同時に銀行で、大学では給与・退職金規定の変更を進め、「辞めなければ退職金が減る」などの形で退職勧奨をおこない、大学では同年、教員一人が学院を去り、その後も毎年のように雇い止めが続いている。原告団の教員らは、この給与・退職給与規定変更は無効であり、差額分の給与・退職金計一五〇〇万円を支払うことと求めている。

この規定変更によって、現時点で学院側が開示している資料からは本俸がそれそれだけ減額となつたが特定できない状態であるが、おおよそ月額四万七万円の減額となつており、二人の

退職者（一人は今年度末

退職予定）については退職金が七〇〇万円減額されると説明を受けた教員が今後二十年で枯渇するが、これは「人件費が高いこと」をあげている。しかし近年、梅光学院大学の学生納付金は増加傾向にあり、流動比率（流動負債に対する流動資産の割合）は二〇一六年度六四八%と全国平均の二四二%を大きく上回っている。負債比率（自己資金に対する総負債の割合）も二〇一六年度は七・五%と比べてきわめて良好な数値であることなどが、流動資産が今後一年で枯渇する」状況ではない。

また一方で同時期（二〇一六年一月五日）の常任理事会において理事長、学院長、学長など執行部の役員報酬を増額する議案を提出したほか、職務手当の支給方法を変更し、役職の掛け持ちで執行部に多額の手当が支給されるようにしていることとの矛盾を指摘している。

例として訴状では、二〇一六年度、樋口学長（現在は学院長も兼任）は学長（一〇万円）、大学学術情報センター長（五万円）、大学博物館長（一万円）を兼任。只木統轄本部長は大学事務



記者会見に臨む梅光学院大学の教員ら（7日）



梅光学院大学

